

個人醸造に併給し居るは云々当該半若主が苦心醸造の結果  
 現社に在りたるに依り守社若は醸造業者に直上工場とな  
 す事を得たとの守社側意見は、今より場合に於ては世帯と認め  
 せしを得たなり。

一 西武が四に對しては守社は此の所謂声納とは大正十三年一月ハ  
 十日の両日に於て新制標賣布の陳守社の發表せし醸造工場日給  
 一月の十の定めたる陳の仕書中「兩三の月中成社の如くにより相  
 當の控擢昇給せしむる」としと記載しありに於ては解釋は尚所  
 謂本声納は當時交渉の結果之を撤回し醸造工場日給を二に  
 一にせし結果消滅せしむるなりとの見解を打す。此の如くし本声納一  
 月の昇給に淺くたる者に就ては守社は未だ昇給の機に於て  
 各節別に計算せし定額平均給以下に對し昇給上層に於  
 上層を拂ふべきこと。

年当表

年次	解雇 年当	老意 年当	退職 年当
一 年	七〇〇	四〇〇	二五〇
二 年	七〇〇	五〇〇	三五〇
三 年	一〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇
四 年	一二〇〇	九〇〇	六〇〇
五 年	一五〇〇	一〇〇〇	七五〇
六 年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九〇〇
七 年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
八 年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
九 年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十 年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十一年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇